

第6期（令和3～5年度）
十日町市障がい福祉計画

第2期（令和3～5年度）
十日町市障がい児福祉計画



令和3年3月

十日町市

はじめに

近年、国では地域福祉全体を見据えた「地域包括ケアシステムの構築」、「地域共生社会の実現」に向けた法改正等が行われ、また、障がい者福祉においても、発達障害者支援法、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が行われるなど、障がい者福祉を含めた地域福祉全体が大きく変革されようとしています。

このような地域福祉の大きな変革期に対応し、障がいのある方の自己決定を尊重しながら、多様なニーズに適切に応えるため、このたび「第6期十日町市障がい福祉計画・第2期十日町市障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画は、第二次十日町市総合計画後期基本計画の重点指針の一つである「人にやさしいまちづくり」の実現のため、障がい福祉施策についての基本理念や基本的施策を定めた「第3次十日町市障がい者計画」に基づき、今後3年間の障がい福祉サービス量を見込み、提供体制の整備を推進していくための計画であります。

国を挙げて推進する地域共生社会を実現するためには、ライフステージに沿った途切れのない支援を提供する体制や、親亡きあとの地域生活を支援する体制の構築など、障がいのある方が安心して地域生活を送れるよう、個々の状態に応じたきめ細やかなサービスの提供が求められています。

本市では、このような市民ニーズに応えるため、障がい者支援に係る関係機関の連携による相談支援体制の構築や、相談支援専門員の育成に取り組んでまいります。加えて、NPO団体などが行うグループホームの整備や、地域での支え合い活動を支援することで、障がいのある方の地域生活への移行支援などに着実に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査等にご協力をいただいた皆さま、計画策定にご尽力をいただきました「十日町市地域自立支援協議会」委員の皆さま、貴重なご意見をいただきました市民の皆さまや関係各位に厚くお礼を申し上げます。

令和3年(2021年)3月

十日町市長



目次

	頁
第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の趣旨	3
4 計画の理念	3
5 計画の対象	4
6 計画期間	4
7 計画の策定体制	4
第2章 前期計画の評価と進捗について	5
1 前期計画（第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）の評価と進捗	5
第3章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の基本目標（成果目標）	24
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	24
2 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	25
3 福祉施設から一般就労への移行等	27
4 障がい児支援の提供体制の整備等	29
5 相談支援体制の充実・強化等【新規】	30
6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】	32
7 市の独自目標	33
第4章 障がい福祉サービスの活動指標（見込量）とその確保のための方策	34
1 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）	34
2 日中活動系（短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護）	37
3 居宅支援・施設系（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）	42
4 相談支援（計画相談支援、地域相談支援（地域移行・地域定着））	44
5 障がい児通所支援等	46
6 その他の活動指標	50
第5章 地域生活支援事業の活動指標（見込量）とその確保のための方策	54
1 理解促進研修・啓発事業	54
2 自発的活動支援事業	54
3 相談支援事業	55
4 成年後見制度利用支援事業	56
5 成年後見制度法人後見支援事業	56
6 意思疎通支援事業	57
7 日常生活用具給付等事業	58
8 手話奉仕員養成研修事業	59
9 移動支援事業	59
10 地域活動支援センター	60
11 その他の事業	61

	頁
第6章 障がい福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項	62
1 障がい者等に対する虐待の防止	62
2 障がいを理由とする差別の解消の推進	62
3 就労支援と雇用促進	62
4 障がい児福祉サービス提供体制の確保	63
第7章 計画の推進	64
1 推進体制	64
2 進捗管理及び評価	64
■資料編	65
○障がい福祉に関するアンケート結果及び団体ヒアリング結果	66
I アンケート調査の概要	66
II アンケート調査の結果	67
1 調査の回答者	67
2 対象者の属性	67
3 対象者の障がい状況	68
4 住まいや暮らし	70
5 日中活動や就労	71
6 障がい福祉サービス	74
7 相談支援について	76
8 成年後見制度について	79
9 障がい者虐待防止法について	80
10 障がい児通所支援について	81
III 団体ヒアリングの概要	82
IV 団体ヒアリングの結果	83
1 前期計画策定後の変化等について	83
2 行政との連携や要望について	83
3 多様なニーズへの対応について	84
4 基本理念実現のために必要なことについて	85
5 その他の意見や要望等について	85
○障がい者を取り巻く現状（各種統計資料）	86
1 総人口の推移	86
2 障がい者手帳所持者数の推移	86
○十日町市地域自立支援協議会委員名簿（令和2年度）	91
○計画の策定経過	92
○用語解説	93

※本計画書のご利用にあたって

本文中資料のうち、特に記載のないものは各年度末時点での年間実績を、また、令和2年度の実績は見込（値）を掲載しています。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

わが国の障がい福祉制度は、平成18年4月施行の障害者自立支援法により、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3つの障がいを一元化した枠組みによる新たな制度へと移行しました。

障害者自立支援法は、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）と改称・改正され、法の目的には、「自立」という表現に代わり、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記されました。障害者総合支援法は基本理念として、障がいのある人の社会参加の機会確保、地域社会における共生及び社会的障壁の除去を掲げており、その実現のために、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることが求められています。

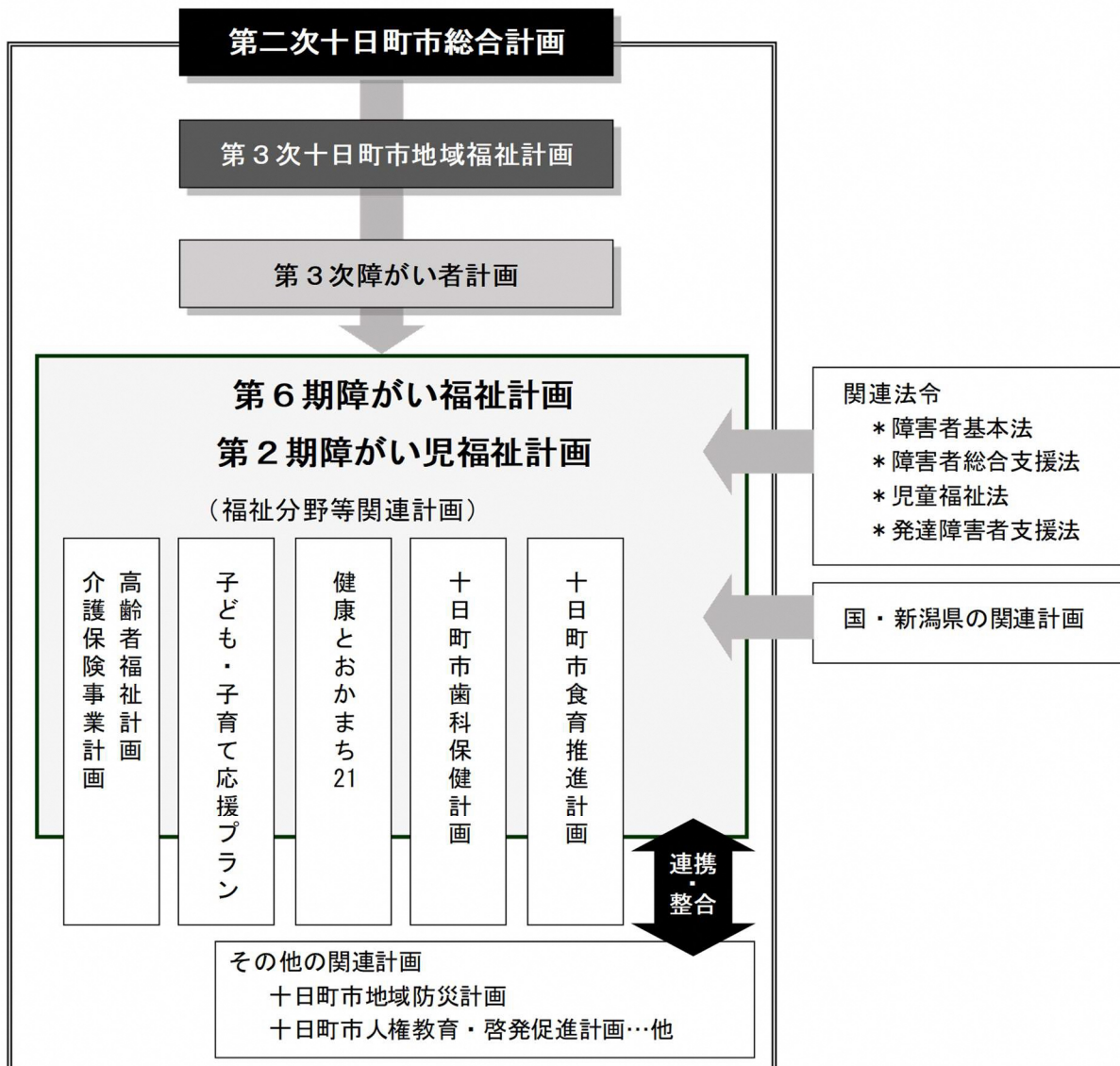
一方、現在本市では、入所施設や病院から地域生活への移行、移行後の地域生活の継続支援、就労支援といったサービス提供体制の整備や、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築など、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の構築や医療的ケアが必要な児童や重症心身障がい児に対する支援体制の充実が課題となっています。

この計画は、長期的な障がい者施策の方向性を示す十日町市障がい者計画の基本理念「だれもが尊厳を持ち 地域で支え合う 人にやさしいまちづくり」に則り、施策を推進していくとともに、令和3年度から5年度までのサービス提供体制の計画的な整備や、地域共生のまちづくりを進めるため、本市における現状や障がいのある人や支援者のニーズを踏まえ、第6期十日町市障がい福祉計画及び第2期十日町市障がい児福祉計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障がい福祉計画」及び「市町村障がい児福祉計画」として位置づけられるものです。

策定にあたっては、障害者総合支援法第87条第1項に基づく「基本指針」に則したものとし、上位計画である「第二次十日町市総合計画」、「第3次十日町市地域福祉計画」、障害者基本法第11条第3項に基づく「第3次十日町市障がい者計画」及び「十日町市子ども・子育て応援プラン」その他の関連する計画との整合性を図りました。



3 計画の趣旨

障がいのある人の社会参加や地域共生の観点から、令和5年度を目標年度とする障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として「成果目標」を設定します。また、目標を達成するために障がい福祉サービス等の必要な量等を「活動指標」として見込み、その確保のための方策を定めます。さらに、障がい福祉サービス等を円滑に実施するために必要な事項を定めます。

4 計画の理念

本市の障がい福祉の実情と保健・医療・教育等の施策の状況を踏まえ、障害者総合支援法及び児童福祉法並びに、国から示された策定の指針に従うとともに、前期計画からの継続性を考慮して、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援による共生社会の実現

本市において、障がいのある人の日常生活または社会生活を支援するために必要な障がい福祉サービス等を提供するにあたっては、例えば、障がい福祉サービスの選択における自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するなど、障がいのある人が自らの生き方を主体的に決定し、地域の人とともにいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指します。

(2) 地域生活を支える障がい福祉サービス等の提供体制の整備

障がいのある人の自立を目指した生活を支援するため、地域において安心した生活を継続できる環境づくりや、福祉施設や病院からの地域生活への移行、障がいのある人が経済的自立を実現する等、関係機関の連携による支援体制の構築を目指すとともに、地域生活において必要とする障がい福祉サービス等の提供体制の整備を図ります。

(3) 障がいのある児童の健やかな成長のための支援体制の整備

障がいのある児童の健やかな成長を支援するため、障がい福祉サービスと地域の保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで途切れのない効果的な支援体制の構築を目指します。また、重症心身障がい児等の特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の充実に努めます。

5 計画の対象

本計画が対象とする障がい者は、障害者総合支援法第4条に定義されている「障がい者」及び「障がい児」であり、「身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、または難病患者（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度のもの）であって18歳以上である者並びに障がい児」です。いわゆる障がい者手帳の所持者に限られるものではありません。

6 計画期間

本計画は、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

なお、令和6年度以降、「第4次十日町市障がい者計画」と「第7期十日町市障がい福祉計画」及び「第3期十日町市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、3つの計画を一元管理のもと、障がい者及び障がい児施策の更なる推進を図ることとします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
十日町市障がい者計画	第3次計画				第4次計画		
十日町市障がい福祉計画	第5期計画	第6期計画			第7期計画		
十日町市障がい児福祉計画	第1期計画	第2期計画			第3期計画		

7 計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、子育て支援や保健医療などの庁内関係部局、関係機関との協議や、障がい者や障がい者団体に対するアンケート調査を行いました。

また、障がい者等の保健、福祉、医療機関関係者や障がい者団体などで構成する、障害者総合支援法第89条の3に基づく十日町市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）から意見聴取を行い、パブリックコメントの実施を経て策定しました。

第2章 前期計画の評価と進捗について

1 前期計画（第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）の評価と進捗

平成29年度に策定した前期計画である「十日町市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」では、平成30年度から令和2年度までの福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業について、必要とする量の見込みに対する地域資源やサービス量などの確保の内容を数値目標として設定し、環境の整備を進めてきました。

また、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、前期計画で示された各目標について、令和元年度における実績や進捗状況を検証し、以下の基準で評価しました。

評価・判定基準表

評価	判断基準（達成率）
○	確保した、おおむね確保した、又は確保できる見込みである。 目標どおり実施している又は目標の大部分を実施している。 (達成率の目安：70%以上)
△	確保が困難である、確保がほとんどできない、又は確保の見込みが低い。 目標に向けて内部で検討している。 (達成率の目安：70%未満)
—	計画の内容を未実施である。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【令和元年度評価】

平成28年度末時点で70人であった施設入所者は令和元年度末時点で71人と1人増加しています。地域生活移行者は令和元年度にはいませんでした。地域移行以外の退所者が3人（死亡1人、介護施設移行2人）で入所者の高齢化を表しています。

一方、新規入所も4人あったことから、セーフティネットとしての入所施設は必要であると考えられます。

○基本指針：令和2年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。

ア 令和2年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

イ 令和2年度末において、平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

■ 施設の入所者の地域生活への移行目標

項目	平成28年度末 (実績)	令和2年度末 (目標値)	備考
地域生活移行者数	0人	7人	施設入所からグループホームへ移行した者の数
施設入所者数	70人	68人	平成28年度末入所者数の2.9% (2人) 減少

【進捗状況の内訳】 <事業進捗の評価：△>

項目	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
施設入所者数	70	70	71	-
地域生活移行者数	3	0	0	-
(内訳) グループホーム	1	0	0	-
在宅	2	0	0	-
地域移行以外の退所	1	2	3	-
新規入所	4	2	4	-
削減数(積み上げ数)	0	0	-1	-

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【令和元年度評価】

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設定に向けて、本市におけるケアシステムのあり方を模索しているところです。今後、設置に向け具体的に提案をしていきます。

○基本指針：令和2年度末までに、各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標

項目	令和2年度末
協議の場の設定	有

【進捗状況】 地域包括ケアシステムの構築の実績 <事業進捗の評価：△>

年度	設定状況	備考
令和元年度	無	協議の場については、これまでも県地域振興局の圏域部会で地域移行・定着について協議してきました。この場を活用し本市に合った支援体制を構築する予定です。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【令和元年度評価】

24時間365日の相談対応、緊急時の受入れ、医療との連携など、本市の実情を考慮した拠点施設整備を目指し、設置場所、体制も含めた検討を継続します。

○基本指針：令和2年度末までに、各市町村又は各障がい保健福祉圏域に少なくとも1つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

■ 地域生活支援拠点の整備の目標

項目	令和2年度末
地域生活支援拠点の整備	有

【進捗状況】 地域生活支援拠点の整備の実績 <事業進捗の評価：△>

年度	整備状況	備考
令和元年度	無	市内のサービス事業所等にニーズ調査を実施し、これを基に優先度の高い拠点機能を明確化しました。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【令和元年度評価】

ハローワーク、就労移行支援などの就労系サービス事業所や相談支援事業所の尽力により令和元年度は4人という就労実績が得られています。引き続き、就労移行支援事業等の充実を図り、一般就労に結び付けていくことが必要です。

○基本指針：福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和2年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定する。
 目標の設定にあたっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

① 福祉施設から一般就労への移行目標

項目	平成28年度 (実績)	令和2年度 (目標値)	備考
年間一般就労移行者数	3人	5人	H28年度実績の1.7倍

【進捗状況】 年間一般就労移行者数の実績 <事業進捗の評価：○>

年度	人数	就職先
令和元年度	4人	製造2人、販売1人、事務補助1人

※ 福祉施設・福祉サービスを利用していた方が一般就労へ移行した場合の人数のみを記載

※ 就労移行支援事業等とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の各事業をいう

② 就労移行支援事業の利用者数の目標

【令和元年度評価】

令和元年度末時点で4人が利用しています。事業内容の充実を図り、より多くの方を一般就労に繋げていくことが課題です。

○基本指針：令和2年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成28年度末の利用者数の2割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	平成28年度末 (実績)	令和2年度末 (目標値)	備考
就労移行支援事業利用者数	9人	11人	H28年度実績の1.2倍

【進捗状況】 就労移行支援事業利用者数の実績 <事業進捗の評価：△>

年度	人数	備考
令和元年度	4人	年度末利用者数

③ 就労移行率の3割以上の事業所の割合の目標

【令和元年度評価】

就労移行支援事業所のうち、移行率3割以上の事業所については、今回初めて目標を達成しました。引き続き維持できるよう継続支援が求められます。

○基本指針：令和2年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	令和2年度末 (目標値)	備考
就労移行率3割以上の事業所数の割合	50%	就労移行支援事業所数 2か所 うち移行率3割以上の事業所 1か所

【進捗状況】 就労移行率3割以上の事業所割合の実績 <事業進捗の評価：○>

年度	割合	備考
令和元年度	50%	就労移行支援事業所数 2か所 うち移行率3割以上の事業所 1か所

④ 就労定着支援利用による職場定着率の目標

【令和元年度評価】

事業所の尽力により平成30年11月からサービス提供が可能となっています。

人数では目標値を上回ったため評価は「○」としました。3人に支給決定し、3人とも就労を継続しており、定着支援の効果だと考えられます。

○基本指針:各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定。

項目	令和2年度 (目標値)	備考
就労定着支援事業支給決定者数	1人	職場定着率は、支給決定者数に対し、支給決定から1年後までに職場に定着した者の割合
職場定着率	100%	

【進捗状況】 就労定着支援による職場定着率の実績 <事業進捗の評価：○>

項目	令和元年度 (実績値)	備考
就労定着支援事業支給決定者数	3人	1年後までに職場に定着した人数は、2人
職場定着率	66.6%	

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【令和元年度評価】

市が運営する十日町市発達支援センターが児童発達支援センターに求められる役割を担っています。その中で、保育所等訪問支援も独自に行っています。

重症心身障がい児の支援体制の整備は、引き続き医療的ケア児支援と合わせて検討を進めていきます。

○基本指針：令和2年度末までに、市において下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設置する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上
- ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

① 障がい児支援の提供体制の目標

項目	令和2年度末	備考
児童発達支援センターの設置	0か所	各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
保育所等訪問支援の提供体制	1か所	各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援の確保	1か所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する。
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	1か所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する。

【進捗状況】 障がい児支援の提供体制の実績 <事業進捗の評価：△>

項目	令和元年度末	備考
児童発達支援センターの設置	0か所	十日町市発達支援センターが、求められる役割を担っており、今後も継続します。
保育所等訪問支援の提供体制	0か所	十日町市発達支援センターで同様の事業を実施しています。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	0か所	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	0か所	

② 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置の目標

【令和元年度評価】

平成30年度は協議の場の設置に向けた検討を実施し、令和元年度から協議の場を設置して関係機関との課題の共有を図りました。今後は、本市に見合った医療的ケア児等支援のための具体的な内容を検討していきます。

○基本指針：平成30年度末までに、市に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	令和2年度末
協議の場の設置	有

【進捗状況】 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置の実績
 <事業進捗の評価：○>

年度	設置状況
令和元年度	有

(6) 障がい福祉サービス見込量の点検・評価

① 訪問系サービス

訪問系サービスは、時間数、利用者数ともに、概ね見込量を下回っています。
 要因として、サービス提供事業所の不足、慢性的なヘルパーの不足が挙げられます。
 引き続き、提供事業所およびヘルパーの確保に向けた方策を検討していきます。

【訪問系サービスの第5期計画における見込量と実績値】

(**上段白抜き** : 見込量 **下段白文字** : 実績値)

事業名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	人/月	74	46	50	54
		34	47	42	45
	時間/月	688	460	500	540
		362	400	411	422
重度訪問介護	人/月	1	0	0	0
		0	0	0	3
	時間/月	240	0	0	0
		0	0	0	75
同行援護	人/月	5	3	3	3
		3	3	3	2
	時間/月	40	21	21	21
		17	16	12	7
行動援護	人/月	1	1	1	1
		0	0	0	0
	時間/月	10	2	2	2
		0	0	0	0
重度障がい者等 包括支援	人/月	0	0	0	0
		0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0
		0	0	0	0

② 日中活動系サービス

就労移行支援、就労継続支援A型が利用者数、利用日数ともに見込量の50%前後となっている一方で、就労継続支援B型は増加を続けています。

B型の受け皿を維持するとともに、就労移行支援、就労定着支援の支援員のスキルアップやサービス内容の見直しなど一般就労を支援する体制も検討していきます。

【日中活動系サービスの第5期計画における見込量と実績値】

(**上段白抜き** : 見込量 **下段白文字** : 実績値)

事業名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	人/月	166	170	172	175
		145	154	153	160
	人日/月	3,237	3,468	3,508	3,570
		2,787	2,816	2,778	2,828
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	4	5	5
		2	4	5	4
	人日/月	10	40	50	50
		15	12	21	33
自立訓練 (生活訓練：日中)	人/月	14	11	12	12
		11	18	14	17
	人日/月	224	242	264	264
		171	181	213	281
自立訓練 (生活訓練：夜間)	人/月	17	12	12	12
		12	16	10	13
	人日/月	517	360	360	360
		308	253	267	371
就労移行支援	人/月	15	9	10	11
		8	7	6	6
	人日/月	290	198	220	242
		139	97	105	116
就労継続支援A型	人/月	37	37	40	42
		21	20	19	15
	人日/月	781	802	868	911
		414	414	383	306

事業名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労継続支援B型	人/月	253	227	245	255
		222	265	254	264
	人日/月	4,503	4,335	4,679	4,870
		3,909	4,166	4,417	4,736
就労定着支援	人/月	—	1	1	1
		—	4	3	2
療養介護	人/月	16	18	19	20
		17	18	19	17
短期入所 (福祉型)	人/月	36	17	19	20
		11	13	17	17
	人日/月	245	102	114	120
		100	91	135	128
短期入所 (医療型)	人/月	12	5	6	6
		7	6	7	6
	人日/月	81	30	36	36
		39	34	43	42

③ 居住系サービス

施設入所支援の利用者はほぼ横ばいですが、共同生活援助（グループホーム）の利用者は減っています。これはグループホーム利用者の高齢化により、共同生活が難しくなり介護施設への移行や病院へ入院するケースが増えていることも一因と考えられます。

【居住系サービスの第5期計画における見込量と実績値】

（ **上段白抜き** : 見込量 **下段白文字** : 実績値 ）

事業名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	人/月	—	1	1	1
		—	0	0	2
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	161	155	159	163
		140	158	151	151
施設入所支援	人/月	67	70	69	68
		68	72	71	74

④ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援については、平成30年度に市と事業所における相談支援体制の見直しを行い、計画作成に集中できる体制を構築した結果、実績が大幅に増えています。

一方で、相談支援専門員の増員や事務改善などを含む相談支援体制の強化に関しては、依然として課題が残っており、持続可能な体制を引き続き検討していくとともに、圏域障害者地域生活支援センターや保健所、医療機関などの関係機関との連携強化を推進することが求められます。

【計画相談支援や地域移行支援などの第5期計画における見込量と実績値】

（ **上段白抜き** : 見込量 **下段白文字** : 実績値 ）

事業名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	人/月	83	80	89	98
		56	57	205	202
地域移行支援	人/月	5	5	5	5
		0	0	0	1
地域定着支援	人/月	3	3	3	3
		0	0	0	0

⑤ 障がい児福祉サービス（児童福祉法）

放課後等デイサービスは、平成30年度に新規事業所が開設するなど、事業所の努力により利用人数、利用量とも増加しています。しかし一方で、利用を希望する児童も増加していることから、さらなる新規事業所開設や日中一時支援事業などの他のサービスとの連携を進めていく必要があります。

児童発達支援は、周知が進んだこともあり、今後も一定の利用が見込まれます。引き続き適正なサービス提供に努めます。

【障がい児福祉サービス（児童福祉法）の第5期計画における見込量と実績値】

（ **上段白抜き** : 見込量 **下段白文字** : 実績値 ）

事業名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援 (福祉型)	人/月	93	20	20	20
		44	37	34	39
	人日/月	186	100	100	100
		81	60	57	78
医療型児童 発達支援	人/月	—	—	—	—
		—	—	—	—
	人日/月	—	—	—	—
		—	—	—	—
放課後等 デイサービス	人/月	25	20	20	20
		19	28	34	33
	人日/月	250	268	268	268
		231	296	357	396
保育所等訪問支援	人/月	—	—	—	1
		—	—	—	0
	人日/月	—	—	—	2
		—	—	—	0
居宅訪問型児童 発達支援	人/月	—	—	—	—
		—	—	—	—
	人日/月	—	—	—	—
		—	—	—	—
障がい児相談支援	計画等作成 人数/月	21	20	20	20
		18	17	20	22

⑥ 医療的ケア児等コーディネーターの配置

令和元年度より相談支援事業所に1名配置されましたが、コーディネーターの定義や役割など不確定な部分があるため、引き続き国や県の動向を注視し、適切な活用を図ります。

【医療的ケア児等コーディネーターの配置の第5期計画における見込量と実績値】

(上段白抜き : 見込量 下段白文字 : 実績値)

事業名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医療的ケア児等 コーディネーターの 配置人数	人/年	—	0	0	1
		—	0	1	1

(7) 地域生活支援事業の各種サービス見込量の点検・評価

① 各種必須事業について

基幹相談支援センターは、本市に見合った機能を有するセンターの設置のため検討を行い、令和2年度に市直営で設置することになりました。

成年後見制度利用支援事業は利用実績が増えており、今後も保護者の高齢化等によりこの傾向は続くと思われまます。

【各種必須事業の第5期計画における見込量と実績値】

(上段白抜き : 見込量 下段白文字 : 実績または実績値)

事業名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施の 有無	有	有	有	有
		有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の 有無	無	無	無	無
		無	無	無	無
相談支援事業 (基本相談)	実施見込 み箇所数	2	2	2	2
		2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の 有無	無	無	有	有
		無	無	無	有
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の 有無	無	無	無	無
		無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の 有無	無	無	無	無
		無	無	無	無
成年後見制度 利用支援事業	年間利用 人数	2	2	4	6
		1	4	6	8
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	無	無	無	無
		無	無	無	無

② 意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業

令和元年度の手話奉仕員養成研修事業は、多数の修了見込みとなりました。

平成30年9月に制定された「十日町市みんなの心をつなぐ手話言語条例」に基づく啓発活動や継続した広報活動の効果があらわれました。今後も普及啓発活動を継続して行います。

【意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業の第5期計画における見込量と実績値】

(**上段白抜き** : 見込量 **下段白文字** : 実績値)

事業名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	実利用年間 見込み件数	190	180	180	180
		181	187	182	173
手話通訳者 設置事業	実設置 見込み者数	1	1	1	1
		1	2	1	1
手話奉仕員 養成研修事業	実養成講習 修了見込み 者数（登録 見込み者数）	5	2	2	2
		2	3	12	7

③ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業については、常に給付を必要とするものと一度給付するとしばらく更新が不要なものがあるため、種類によっては計画と実績にばらつきが見受けられます。

なお、排せつ管理支援用具については、令和元年度に制度改正を行い、十日町市紙おむつ等購入費支給事業実施要綱に基づく紙おむつ等給付券による給付から、日常生活用具給付に移行したことにより、計画値を実績値が大幅に上回りました。

【日常生活用具給付等事業の第5期計画における見込量と実績値】

(**上段白抜き** : 見込量 **下段白文字** : 実績値)

事業名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	給付件数	3	6	6	6
		3	4	3	2
自立生活支援用具	給付件数	12	14	15	15
		7	11	11	7
在宅療養等支援用具	給付件数	5	13	13	13
		12	2	8	7
情報・意思疎通支援用具	給付件数	10	9	9	9
		6	8	7	15
排せつ管理支援用具	給付件数	1,500	1,292	1,304	1,316
		1,162	1,391	2,655	2,005
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数	6	1	1	1
		3	1	2	3

④ 移動支援事業

実利用者数、延べ利用時間ともに計画値を下回っています。なお、平成30年度以降の延べ利用時間の見込み量については、実績値を再度精査し、3か年分を修正しました。

延べ利用時間は年々増加傾向にありますが、依然、目標を大きく下回っています。バスや電車などの公共交通機関を中心とした移動手段の不足、また、サービスを提供する人材の不足も課題となっています。

【移動支援事業の第5期計画における見込量と実績値】

(**上段白抜き** : 見込量 **下段白文字** : 実績値)

事業名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	年間	25	27	27	27
	実利用人数	12	12	12	12
	年間延べ	1,275	651	651	651
	利用時間	232	250	322	220

※延べ利用時間については小数点以下第1位を四捨五入

⑤ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、就労以外の日中の居場所として需要があり、センターでの活動を通じて、地域社会への参画を支援しています。また、障がい者同士の交流促進の効果も期待されています。

【地域活動支援センター事業の第5期計画における見込量と実績値】

(**上段白抜き** : 見込量 **下段白文字** : 実績値)

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市内分	実施箇所数	2	2	2	2
		2	2	2	2
	実利用人数/月	180	160	160	160
		167	165	160	160
市外分	実施箇所数	1	1	1	1
		1	1	1	1
	実利用人数/月	3	3	3	3
		3	2	2	2

⑥ その他の事業

訪問入浴サービス事業の利用量は年々増加していますが、提供事業所は1か所です。また、日中一時支援事業も施設入所や放課後等デイサービスなどの利用が困難な人の一時避難的なサービスとしての利用が増加傾向にあります。

特にこれらの2事業については、ニーズに見合ったサービス提供が今後も可能かどうかの早急な検討が必要です。

【その他の事業の第5期計画における見込量と実績値】

(**上段白抜き** : 見込量 **下段白文字** : 実績値)

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴サービス事業	年間 利用件数	530	260	260	260
		286	305	310	310
日中一時支援事業	年間 利用人数	32	35	35	35
		25	24	25	20
	年間延べ 利用時間	5,570	3,080	3,080	3,080
更生訓練費給付事業	年間 利用件数	1	1	1	1
		0	0	0	0
自動車運転免許 取得助成・自動車 改造助成事業	年間 利用件数	13	14	15	15
		13	7	8	5
生活支援事業	年間 利用人数	19	24	25	26
		25	24	22	24

第3章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の基本目標（成果目標）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人（以下「施設入所者」という。）のうち、グループホーム、一般住宅などに移行する者の数を見込み、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

◆国の基本指針に定める目標値

1. 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。
2. 令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

（1）福祉施設から地域生活への移行者数

【目標】

平成30年4月から令和2年10月までに、地域生活への移行者はいませんでした。令和元年度末時点の施設入所者数71人（基準値）に対し、令和5年度末までに6人（8.5%）を地域生活へ移行することを目標に設定し取り組みます。

現 状	平成30年度 移行者数	令和元年度 移行者数	令和2年度 移行者数 (10月末時点)	合 計
	0人	0人	0人	0人

目 標	基準値 (令和元年度末)	目標値 (令和5年度末)	基本指針
	入所者数71人	移行者数 6人(8.5%)	6.0%以上

（2）施設入所者の削減

【目標】

令和2年10月末現在の施設入所者数は71人です。

令和元年度末時点の施設入所者数71人（基準値）に対し、令和5年度末までに施設入所者数69人と見込みました。地域移行者や地域移行以外の退所者、新規入所者をそれぞれ見込み、2人減（2.8%）としました。

現 状	平成28年度末 施設入所者数	平成29年度末 施設入所者数	平成30年度末 施設入所者数	令和元年度末 施設入所者数	令和2年度 施設入所者数 (10月末時点)
		70人	70人	70人	71人

目 標	基準値 (令和元年度末)	目標値 (令和5年度末)	削減者数	基本指針
		71人	69人	2人(2.8%)

2 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域での安心した自立生活を支援するために、地域生活支援拠点等の整備が求められています。その主な機能としては、緊急時の相談・受け入れ、グループホームの入居体験の機会の提供、専門的人材の確保のほか、自立等を支援する地域の体制づくりなどがあります。

◆国の基本指針に定める目標値

令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1つの拠点を確保する。また、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

（1）地域生活支援拠点等の整備

【目標】

本市では、求められる機能の中で、地域ニーズの高いものから複数の法人共同での面的整備を令和3年度中に進め、令和4年度からの実施を目指します。

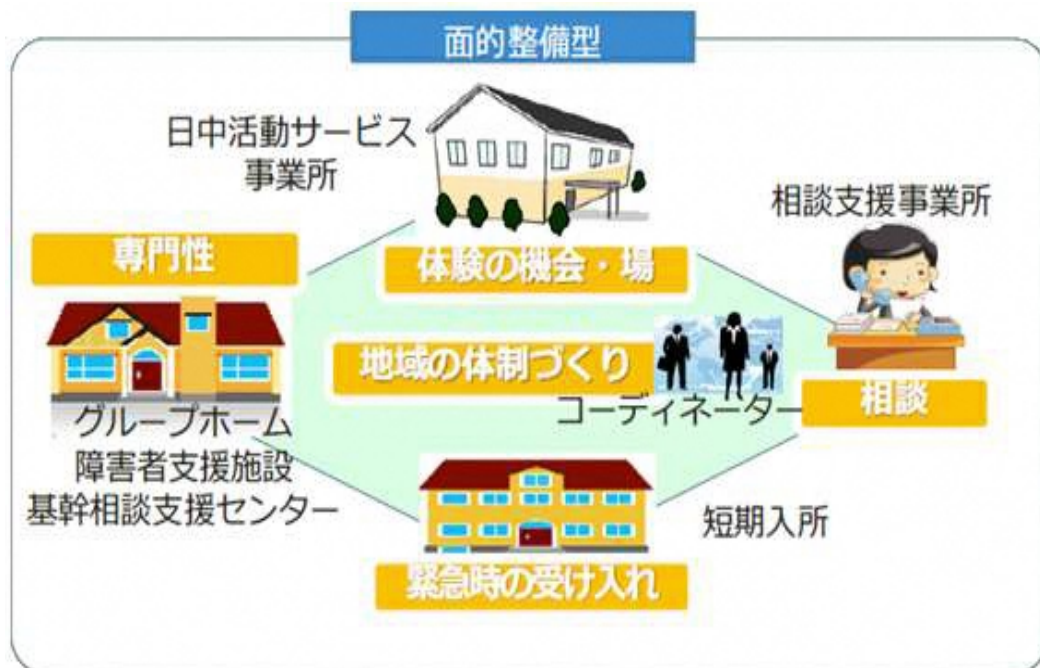
面的整備に関係する法人や事業所の理解、協力を得ながら、基幹相談支援センターや関係機関を中心に体制づくりを行います。

項目	目標 (令和5年度末)	体制
地域生活支援拠点確保	有	面的整備

（2）障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援の体制確保

【目標】

地域生活支援拠点等の整備後は、自立支援協議会で毎年、検証及び検討を行い、地域の実情に応じ、必要な機能の確保、充実に努めます。



（出典）厚生労働省資料

3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を定めます。

（1）福祉施設からの一般就労移行者数

◆国の基本指針に定める目標値

就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者を令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、一般就労に移行する者の目標値も設定する。

【目標】

平成30年4月から令和2年10月までに、10人が福祉施設から一般就労へ移行しています。

令和元年度末時点の一般就労移行者数4人に対し、令和5年度末までに年間7人（1.75倍）を福祉施設から一般就労へ移行します。内訳として、就労移行支援から3人（1.5倍）、就労継続支援A型から1人、就労継続支援B型から3人（1.5倍）とします。

現 状		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (10月末時点)	合計
	移行者数		4人	4人	2人

目 標		就労移行者数 (令和元年度末)	目標値 (令和5年度末)	比率	基本指針
	合計	4人/年	7人	1.75	1.27倍以上
	就労移行支援	2人/年	3人	1.5	1.30倍以上
	就労継続支援A型	0人/年	1人	—	1.26倍以上
	就労継続支援B型	2人/年	3人	1.5	1.23倍以上

（2）一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した人の割合

◆国の基本指針に定める目標値

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

【目標】

令和2年10月末時点で就労定着支援事業の利用者は1人でした。令和5年度における一般就労移行者7人のうち、7割（5人）が就労定着支援事業を利用することを目指します。

項目	数値	備考
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数（A）	7人	令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数
（目標）（A）のうち、就労定着支援事業利用者数（B）	5人	上記の者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数
目標値 = B / A	71.4%	

（3）就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合

◆国の基本指針に定める目標値

令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

【目標】

令和2年10月末時点で市内に就労定着支援事業所が1か所あります。

令和5年度末において、当該事業所における就労定着率8割以上を目標とします。

項目	数値	備考
就労定着支援事業所の数（A）	1か所	令和5年度における就労定着支援事業所の数
（目標）就労定着率8割以上の事業所の割合（B）	1か所	令和5年度末における就労定着率が8割以上の事業所数
目標値 = B / A	100%	

4 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児においては、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図った上で、途切れのない支援を提供する体制を構築し、障がいの疑いがある段階から身近な場所で支援できるようにすることが重要です。そのため、十日町市子ども・子育て応援プランとの整合性を図りながら、地域の実情を踏まえて、支援体制の構築などについて目標を定めます。

（1）障がい児支援の提供体制の目標

◆国の基本指針に定める目標値

令和5年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上（圏域での設置含む）
- ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。（同上）
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上（同上）

【目標】

項目	数値	備考
① 児童発達支援センターの設置	0か所	十日町市発達支援センターが求められる役割を担っており、今後も継続します。
② 保育所等訪問支援の提供体制	0か所	十日町市発達支援センターで同様の事業を実施しており、今後も継続します。
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業の確保	0か所	地域の実情を踏まえ、十日町市発達支援センター等と協議します。
④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	0か所	地域の実情を踏まえ、既存事業所等と協議します。

（2）医療的ケア児等に関する関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

◆国の基本指針に定める目標値

令和5年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。（圏域での設置含む）

【目標】

項目	目標	備考
協議の場の設置	有	令和元年度に設置済み。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	令和元年度に設置済み。

- ① 医療的ケア児等に関する関係機関の協議の場は令和元年度に設置済みです。引き続き協議を重ねていきます。

■ 参集機関

市（福祉課、発達支援センター、健康づくり推進課、子育て支援課等）
教育委員会、保健所、相談支援事業所、訪問看護事業所
医療的ケア児等コーディネーター

- ② 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は、令和元年度から1名配置済みです。国の指針を参考に関係機関との役割分担を明確にし、医療的ケア児等を総合的に支援します。

5 相談支援体制の充実・強化等【新規】

障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、当事者が抱える複合的な課題やニーズを把握し、障がい種別や年齢などを考慮した適切な保健、医療、福祉、介護サービスにつなげるなど、関係機関と連携できる総合的な相談支援体制の構築が不可欠です。そのため、基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所に対する専門的な指導・助言や、主任相談支援専門員等の人材育成を図ります。

◆国の基本指針に定める目標値

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

（1）基幹相談支援センターの体制強化と総合的・専門的な相談支援の実施

- ① 基本相談や困難事例の相談、精神科病院からの退院支援など専門的な相談を基幹相談支援センターで担うことで、ノウハウが蓄積され、課題解決能力のある人材を育成します。
- ② 地域課題への対応策を基幹相談支援センターを中心に検討し、支援関係者と協議、対応していくことで、課題解決のサイクルを確立させます。
- ③ 他分野（高齢・医療・保健分野等）との連携を強化し、課題解決を早期に行います。

【目標】

項目	目標	備考
総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有	共に基幹相談支援センターで実施をする。 内容：
地域の相談支援体制を充実・強化を実施する体制の有無	有	課題解決能力のある人材の確保・育成 課題解決のサイクルの確立・運用 課題解決事例の収集

6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 【新規】

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築について、目標を定めます。

◆国の基本指針に定める目標値

令和5年度末までに都道府県及び市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

（1）サービスの質の向上を図るための体制整備

【目標】

障がい福祉サービス等に係る研修へ福祉課職員が積極的に参加することで得た知識を基に、サービス等の支給決定の適正な実施に努めます。

令和5年度末までに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を活用して事業者への指導等を実施します。

項目	目標	備考
障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組を実施する体制の構築	有	体制：現体制（福祉課障がい福祉係）で対応 ・研修等への参加 ・自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用

7 市の独自目標

（1）持続可能な相談支援体制の構築

① 相談支援専門員を増やす取り組み

市内の相談支援事業所は、障がい者地域生活支援センターあおぞら、同エンゼル妻有及び十日町市発達支援センターの3事業所のみで、令和2年度現在14名の相談支援専門員で約600名分のサービス等利用計画を作成しており、相談支援専門員1人あたりの負担が増大しています。他の社会福祉法人等に働きかけるなど、相談支援専門員の増員について検討する必要があります。

② 障がい者支援分野における今後の相談支援体制

高齢者、障がい者、生活困窮者などの垣根を超えた相談窓口一本化を見据えた中で、令和2年度現在、市が相談支援業務を委託している2法人（社会福祉法人十日町福祉会及び社会福祉法人妻有福祉会）と共同で、障がい者支援に係る持続可能な相談支援体制について検討を進めます。

内容：基幹相談支援センターの役割の明確化、相談支援専門員の育成・研修等

③ 精神障がい者の相談支援体制の再構築

中条第二病院が閉院となり、市内の精神医療体制が変わったことで、緊急時の受入れ先の確保や、圏域外の病院との地域移行の協力体制などを構築する必要があります。

県地域振興局の圏域部会による精神病院からの地域移行・定着についての協議の場を活用し、個別ケースの支援検討を通じて関係者間の連携を図ることで、地域に合った支援体制を構築します。

第4章 障がい福祉サービスの活動指標（見込量） とその確保のための方策

1 訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等 包括支援）

（1）居宅介護

○サービス内容

自宅での入浴、排せつ、食事及び通院の介護等を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度		令和	令和	令和
							3 年度	4 年度	5 年度
居宅介護	人/月	見込量	46	50	54	50	56	63	
		実績	47	42	45				
	時間/月	見込量	460	500	540	482	530	596	
		実績	400	411	422				

（2）重度訪問介護

○サービス内容

重度の肢体不自由や知的障がい、精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事等の介護、外出時の介護などを行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度		令和	令和	令和
							3 年度	4 年度	5 年度
重度訪問介護	人/月	見込量	0	0	0	3	3	3	
		実績	0	0	3				
	時間/月	見込量	0	0	0	1020	1020	1020	
		実績	0	0	75				

（3）同行援護

○サービス内容

視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に、外出の同行及び外出時に必要となる排せつ、食事等の介護、その他必要な支援（代筆・代読含む。）を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
同行援護	人/月	見込量	3	3	3	4	4	4
		実績	3	3	2			
	時間/月	見込量	21	21	21	19	19	19
		実績	16	12	7			

（4）行動援護

○サービス内容

重度の知的障がいや精神障がいにより常に介護が必要な人に、危険を回避するために必要な支援や、外出時の介護を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
行動援護	人/月	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			
	時間/月	見込量	2	2	2	5	5	5
		実績	0	0	0			

(5) 重度障がい者等包括支援

○サービス内容

常に介護を必要とする障がいのある人等で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護や短期入所などの複数のサービスを包括的に提供します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
重度障がい者 等包括支援	人/月	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	0
	時間/ 月	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0	0	0

訪問系サービスの見込量確保のための方策

○福祉施設から地域生活への移行や障がいのある人の地域生活を支える上で、訪問系サービスが中心的役割を担うと考えられます。そのため、適切な支給量となるように勘案し、過少または過多にならないように努めていきます。

2 日中活動系（短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護）

（1）短期入所

○サービス内容

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護などを行います。短期入所には、障がい者支援施設等において実施できる福祉型短期入所と病院等において実施できる医療型短期入所があります。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
短期入所 (福祉型)	人/月	見込量	17	19	20	17	19	21
		実績	13	17	17			
	人日/月	見込量	102	114	120	170	190	210
		実績	91	135	128			
短期入所 (医療型)	人/月	見込量	5	6	6	6	6	6
		実績	6	7	6			
	人日/月	見込量	30	36	36	42	42	42
		実績	34	43	42			

（2）生活介護

○サービス内容

障がい支援区分3（施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上で、障がい支援区分2（施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の人が対象で、常に介護が必要な人に、施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	人/月	見込量	170	172	175	160	164	168
		実績	154	153	160			
	人日/月	見込量	3,468	3,508	3,570	2,880	2,952	3,024
		実績	2,816	2,778	2,828			

（3）自立訓練（機能訓練）

○サービス内容

地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な障がいのある人に、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立訓練 (機能訓練)	人/月	見込量	4	5	5	4	5	6
		実績	4	5	4			
	人日/月	見込量	40	50	50	16	20	24
		実績	12	21	33			

（4）自立訓練（生活訓練）

○サービス内容

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な障がいのある人に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

○実績及び見込量（日中・夜間別）

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立訓練 (生活訓練： 日中)	人/月	見込量	11	12	12	16	16	16
		実績	18	14	17			
	人日/ 月	見込量	242	264	264	270	270	270
		実績	181	213	281			
自立訓練 (生活訓練： 夜間)	人/月	見込量	12	12	12	15	17	20
		実績	16	10	13			
	人日/ 月	見込量	360	360	360	417	472	556
		実績	253	267	371			

（5）就労移行支援

○サービス内容

企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の障がいのある人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練をするほか、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労移行 支援	人/月	見込量	9	10	11	7	9	10
		実績	7	6	6			
	人日/月	見込量	198	220	242	135	174	193
		実績	97	105	116			

（6）就労継続支援A型

○サービス内容

一般事業所等での雇用が困難な場合で、就労継続支援事業所において雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労継続 支援A型	人/月	見込量	37	40	42	14	13	12
		実績	20	19	15			
	人日/月	見込量	802	868	911	285	265	245
		実績	414	383	306			

（7）就労継続支援B型

○サービス内容

一般事業所等での雇用が困難な場合で、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される障がいのある人に、雇用契約は締結せずに、就労の機会や生産活動の場を提供するとともに、就労に向けた支援等を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労継続 支援B型	人/月	見込量	227	245	255	267	272	278
		実績	265	254	264			
	人日/月	見込量	4,335	4,679	4,870	4,715	4,804	4,909
		実績	4,166	4,417	4,736			

（8）就労定着支援

○サービス内容

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した障がいのある人の就労の継続を図るため、訪問や来所等により関係者との連絡調整等を行うとともに、就労に伴う生活面の課題に対する指導・助言等の支援を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労定着支援	人/月	見込量	1	1	1	3	5	7
		実績	4	3	2			

（9）療養介護

○サービス内容

医療と常時介護を必要とする障がいのある人に、主に昼間、医療機関などで機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の支援を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
療養介護	人/月	見込量	18	19	20	17	17	17
		実績	18	19	17			

日中活動系サービスの見込量確保のための方策

- 就労系サービスについては、就労継続支援B型の利用者数の増加傾向は続く見込みのため、事業所等と連携してサービスの提供体制を整えます。また、一般就労に向け、就労移行支援や就労定着支援等のサービス内容の充実を図ります。
- 地域生活支援拠点の面的整備を進め、緊急時における短期入所利用の円滑化を図ります。
また、基幹相談支援センターを中心に、事業所及び関係機関との連携を図り、個々の利用者に応じたサービスの提供体制に努めます。

3 居宅支援・施設系（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）

（1）自立生活援助

○サービス内容

施設入所支援または共同生活援助等を利用していた障がいのある人や、家族から独立し単身生活を希望する障がいのある人に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	人/月	見込量	1	1	1	5	8	10
		実績	0	0	2			
(内) 精神 障がい者	人/月	見込量	1	1	1	5	8	10
		実績	0	0	2			

（2）共同生活援助

○サービス内容

地域で共同生活を希望する障がい者に、主に夜間、共同生活住居において、相談や入浴、排せつ、食事等の介護などの必要な支援を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
共同生活援助	人/月	見込量	155	159	163	148	147	145
		実績	158	151	151			
(内) 精神 障がい者	人/月	見込量	47	48	49	44	44	44
		実績	42	46	45			

（3）施設入所支援

○サービス内容

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援B型を利用している人などに、主に夜間、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護など必要な支援を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設入所支援	人/月	見込量	70	69	68	71	70	69
		実績	72	71	74			

居宅支援・施設系サービスの見込量確保のための方策

- 精神科病院や入所施設との連携を図るとともに、障がい福祉サービスの利用等により、病院・施設からグループホーム等の地域生活への移行を促します。
- 令和4年度から面的整備する地域生活支援拠点等を活用し、障がいのある人の地域での生活の継続や病院等からの地域移行を進めることができるような体制を構築します。
- 基幹相談支援センターと連携し、専門的な人材の養成、関係機関との調整を図ります。
- 市内の入所施設等で、老朽化等による建替等、施設更新が必要な場合は、地域での役割等を検証した上で、必要な支援を検討します。

4 相談支援（計画相談支援、地域相談支援（地域移行・地域定着））

（1）計画相談支援

○サービス内容

障がい福祉サービスを利用するために、障がいのある人の心身の状況、そのおかれている環境等を勘案しサービス等利用計画を作成します。また、定期的なモニタリングを行い、サービス等利用計画を見直します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談 支援	支給決定 人数	見込量	-	-	-	552	565	578
		実績	514	525	539			
	計画等作成 人数/月	見込量	80	89	98	162	171	180
		実績	57	205	202			

（2）地域相談支援（地域移行支援）

○サービス内容

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神に障がいのある人に、地域で生活するための相談、住居の確保、その他の必要な支援を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域移行支援	人/月	見込量	5	5	5	1	1	1
		実績	0	0	1			
(内) 精神 障がい者	人/月	見込量	4	4	4	1	1	1
		実績	0	0	1			

(3) 地域相談支援（地域定着支援）

○サービス内容

居宅において単身等で生活する障がいのある人と常時連絡の取れる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談や見守り、その他必要な支援を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域定着支援	人/月	見込量	3	3	3	1	1	1
		実績	0	0	0			
(内) 精神 障がい者	人/月	見込量	2	2	2	1	1	1
		実績	0	0	0			

相談支援サービスの見込量確保のための方策

○相談支援専門員の増員を含む相談支援体制の強化のため、基幹相談支援センターの体制を強化すると共に、相談支援事業所と協力して主任相談支援専門員等の人材育成を図り、連携して地域課題に取り組みます。

5 障がい児通所支援等

（1）児童発達支援

○サービス内容

未就学の障がい等のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達 支援 (福祉型)	人/月	見込量	20	20	20	39	37	35
		実績	37	34	39			
	人日/月	見込量	100	100	100	78	74	70
		実績	60	57	78			

（2）医療型児童発達支援

○サービス内容

上・下肢または体幹に障がいのある児童に、児童発達支援及び治療を行います。サービス提供事業所の見込みはありませんが、ニーズに対しては十日町市発達支援センター等関係機関と対応を検討します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
医療型 児童発達支援	人/月	見込量	—	—	—	—	—	—
		実績	—	—	—			
	人日/月	見込量	—	—	—	—	—	—
		実績	—	—	—			

（3）居宅訪問型児童発達支援

○サービス内容

重度の障がい等により外出が困難な児童に、居宅を訪問して発達支援を行います。サービス提供事業所の見込みはありませんが、ニーズに対しては十日町市発達支援センター等関係機関と対応を検討します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	見込量	—	—	—	—	—	—
		実績	—	—	—	—	—	—
	人日/月	見込量	—	—	—	—	—	—
		実績	—	—	—	—	—	—

（4）放課後等デイサービス

○サービス内容

就学している障がいのある児童に、学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
放課後等 デイサービス	人/月	見込量	20	20	20	37	40	43
		実績	28	34	33	—	—	—
	人日/月	見込量	268	268	268	444	480	516
		実績	296	357	396	—	—	—

（5）保育所等訪問支援

○サービス内容

保育園・幼稚園・小学校等を訪問し、障がいのある児童に集団生活への適応のための専門的支援等を行います。現在市内にサービス提供事業所はありませんが、十日町市発達支援センターで同様の支援を行っています。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保育所等 訪問支援	人/月	見込量	—	—	1	0	0	0
		実績	—	—	0			
	人日/月	見込量	—	—	2	0	0	0
		実績	—	—	0			

（6）障がい児相談支援

○サービス内容

障がい児通所支援等を利用するために、児童の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し障がい児支援利用計画を作成します。また、定期的なモニタリングを行い、障がい児支援利用計画を見直します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障がい児 相談支援	支給決 定人数	見込量	—	—	—	52	52	52
		実績	53	56	52			
	計画等 作成人 数/月	見込量	20	20	20	23	23	23
		実績	17	20	22			

（7）医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

○サービス内容

保健、医療、障がい福祉、保育、教育など様々な分野に及ぶ支援を調整し、途切れのない支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児等支援についての協議の場に参画し、地域における課題の整理等を行いながら、医療的ケア児等支援のための地域づくりを推進する役割を担います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
医療的ケア児等 に関するコーデ ィネーターの配 置	人	見込量	0	0	0	1	1	1
		実績	0	1	1			

障がい児通所支援等の見込量確保のための方策

- 医療的ケア児等支援に関する協議の場を活用し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを中心とした保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの途切れのない連携体制の構築に努めます。
- 今後、医療的ケア児等支援に携わる専門的な人材の養成を図ります。

6 その他の活動指標

（1）発達障がい者等に対する支援

○内容

ペアレントトレーニングや、ペアレントプログラム等の支援プログラムを実施することで、保護者が身近なところで子育て支援を受けることができるような体制づくりを行うものです。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
						20	20	20
支援プログラム 等の受講者数	人	見込量	—	—	—			
		実績	33	34	48			

◆ペアレント・メンターの人数

ペアレント・メンターとは、自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができます。

適任者の確保や新潟県が実施する派遣事業の活用など、地域の実情に合わせた在り方を検討していきます。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
						—	—	—
ペアレント・ メンターの人数	人	見込量	—	—	—			
		実績	—	—	—			

◆ピアサポートの活動への参加人数

ピアサポートとは、「同じような立場の人によるサポート」といった意味です。発達障がい等のある当事者同士による、サポート活動の実施見込みはありませんが、地域の実情に合わせた在り方を検討していきます。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ピアサポートの 活動への参加人 数	人	見込量	—	—	—	—	—	—
		実績	—	—	—	—	—	—

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○内容

保健、医療及び福祉等関係者が現状分析や協議の場を通じて、地域の課題を共有し、課題解決のための目標と、目標達成のためのプランを検討します。

また、個別ケースの支援検討を通じて、関係者間の連携を図っていくことで地域に合った支援体制を構築し、精神障がいのある人の地域生活への移行を支援します。

○見込量

区分	事項		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
精神障がい にも対応し た地域包括 ケアシステ ムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協 議の場の開催回数	回/年	未定		
	保健、医療及び福祉関係者による協 議の場への関係者の参加者数	人/年			
	保健、医療及び福祉関係者による協 議の場における目標設定及び評価 の実施回数	回/年			

※ 令和3年度の県地域振興局による圏域部会にて今後の協議の場について方向性が示される予定で、それを受けて見込量を設定する

（3）相談支援体制の充実・強化のための取組

○内容

相談支援専門員の増員を含む相談支援体制の強化のため、基幹相談支援センターの体制を強化すると共に、相談支援事業所と協力して主任相談支援専門員等の人材育成を図り、持続可能な相談支援体制を構築します。

○見込量

区分	事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末時点での総合的・専門的な相談支援の実施する体制の有無	—	—	有
	令和5年度末時点での地域の相談支援体制を充実・強化を実施する体制の有無	—	—	有
	地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	12	12	12
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援	14	14	14
	地域の相談支援との連携強化の取組の実施	12	12	12

（4）障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

○内容

障がい福祉サービス等の多様化に伴い、利用者が真に必要とするサービスを提供すると共に、サービスの質を向上させるための体制構築に努めます。

○見込量

区分	体制の有無		令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加人数	有	人	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用事業者や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数	有	回	2	2	2

その他の活動指標の見込量確保のための方策

- 福祉課や基幹相談支援センター、十日町市発達支援センターを中心に、関係機関と連携を図ることで、各体制の充実に努めます。
- 障がい福祉サービスの質を向上させるため、事業者に対して、市主催の研修会への参加を促します。
- 相談支援専門員の増員と質の向上を図ることを初め、関係機関で協力して地域全体の相談支援体制を強化していきます。

第5章 地域生活支援事業の活動指標（見込量）とその確保のための方策

1 理解促進研修・啓発事業

○内容

障がいのある人に対する地域住民の理解を深めるための研修・啓発に取り組みます。

十日町市障がい者支援センター（本町2丁目）の1階に就労継続支援B型事業所が運営する軽喫茶を誘致し、障がいのある人がフロア係などを担当し、一般客が利用することで相互の理解促進・啓発につなげています。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
						有	有	有
理解促進研修・ 啓発事業	実施の 有無	見込量	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			

2 自発的活動支援事業

○内容

障がい者団体やその家族、ボランティア団体の活動など、自発的な取組に対し支援を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
						無	無	無
自発的活動 支援事業	実施の 有無	見込量	無	無	無	無	無	無
		実績	無	無	無			

3 相談支援事業

○内容

十日町市障がい者支援センター（市内本町2丁目）において、障がい者地域生活支援センターあおぞら、同エンゼル妻有の2事業所が相談支援事業を実施しています。障がいのある人の福祉に関する様々な問題に対し、本人や保護者などからの相談に応じ、福祉サービスの利用援助や権利擁護のための支援、行政機関や専門機関の紹介、ケアマネジメント等の必要な情報の提供及び助言等を行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障がい者相談 支援事業	箇所数	見込量	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		実績	2か所	2か所	2か所			
基幹相談支援 センター	設置の 有無	見込量	無	有	有	有	有	有
		実績	無	無	有			

見込量確保のための方策

- 相談事業については、周知に引き続き努めるとともに、利用しやすい実施方法に配慮します。
- 総合的な相談支援、専門的な相談支援、困難事例などの相談支援を適正かつ円滑に実施するため、基幹相談支援センターの相談支援機能の強化を図ります。

4 成年後見制度利用支援事業

○内容

知的障がいのある人または精神障がいのある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。制度利用に要する経費や、後見人の報酬の一部を助成します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
							8	8	8
成年後見制度利用支援 事業	人	見込量	2	4	6				
		実績	4	6	8				

5 成年後見制度法人後見支援事業

○内容

市内の社会福祉法人等が法人後見を実施しています。新たに法人後見を実施見込みの法人がある場合は、当該事業を実施します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
							無	無	無
成年後見制 度法人後見 支援事業	実施の 有無	見込量	無	無	無				
		実績	無	無	無				

6 意思疎通支援事業

○内容

十日町市みんなの心をつなぐ手話言語条例に基づき、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の派遣を継続し、意思疎通を支援します。

市の窓口での手話奉仕員の設置に替え、タブレットを用いた遠隔手話通訳サービスを導入し、聴覚障がいのある人等の利便性向上を図ります。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	派遣 件数	見込量	180	180	180	204	204	204
		実績	187	182	173			

見込量確保のための方策

- 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣体制の充実に努めるとともに、遠隔手話通訳サービスを窓口を設置し、市役所での手続きにおける意思疎通の支援に努めます。
- 市が主催する一定規模以上のイベント等に手話奉仕員や要約筆記奉仕員を配置し、情報保障に努めます。

7 日常生活用具給付等事業

○内容

日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護訓練 支援用具	給付 件数	見込量	6	6	6	3	3	3	
		実績	4	3	2				
自立生活 支援用具	給付 件数	見込量	14	15	15	11	11	11	
		実績	11	11	7				
在宅療養等 支援用具	給付 件数	見込量	13	13	13	8	8	8	
		実績	2	8	7				
情報・意思疎 通支援用具	給付 件数	見込量	9	9	9	7	7	7	
		実績	8	7	15				
排せつ管理 支援用具	給付 件数	見込量	1,292	1,304	1,316	2,670	2,670	2,670	
		実績	1,391	2,655	2,005				
居宅生活動作 補助用具（住 宅改修費）	給付 件数	見込量	1	1	1	1	1	1	
		実績	1	2	3				

見込量確保のための方策

○日常生活用具の情報収集や利用者のニーズを把握し、必要に応じ給付対象品目に追加するなど事業の更なる充実に努めます。

8 手話奉仕員養成研修事業

○内容

手話で日常会話を行うために必要な手話語彙や手話表現技術を習得した者を養成します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話奉仕員 養成研修事業	研修 修了人数	見込量	2	2	2	4	4	4
		実績	3	12	7			

見込量確保のための方策

○手話奉仕員養成研修事業を実施し、手話奉仕員の増員に努めます。

9 移動支援事業

○内容

屋外での移動が困難な人について支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。また、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加に必要となる外出時の移動を支援します。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
移動支援事業	実利用 人数/年	見込量	27	27	27	13	14	15
		実績	12	12	12			
	利用時 間/年	見込量	651	651	651	281	309	340
		実績	250	322	220			

10 地域活動支援センター

○内容

地域活動支援センターでは、利用者へ創作的活動または生産活動の提供、社会との交流促進など地域の実情に応じた事業（基礎的事業）を実施するとともに、センターⅠ型では精神保健福祉士等の専門職員を配置し、地域住民ボランティアの育成等を行います。また、センターⅡ型では、機能訓練や入浴サービスなどを行います。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域活動支援 センター	市内分	見込量	2	2	2	2	2	2
		実績 (箇所)	2	2	2			
		見込量	160	160	160	164	164	164
		実績 (実利用者数)	165	160	160			
	市外分	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績 (箇所)	1	1	1			
		見込量	3	3	3	2	2	2
		実績 (実利用者数)	2	2	2			

11 その他の事業

○内容

名称	説明
訪問入浴サービス事業	家庭において自力で、または家族の協力があっても、入浴が困難な障がいのある人に対し、入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、また、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息（レスパイト）等のために支援を行います。
自動車運転免許取得費助成事業	自動車免許取得に要した費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	自動車改造に要した費用の一部を助成します。
虐待防止対策事業（生活支援事業）	障がい者虐待防止センターを中心として、制度の普及啓発など虐待防止に関する取組の充実を図ります。

○実績及び見込量

区分		第5期 実績 見込量	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問入浴サービス 事業	件	見込量	260	260	260	310	310	310
		実績	305	310	310			
日中一時支援 事業	実人数	見込量	35	35	35	25	25	25
		実績	24	25	20			
	時間	見込量	3,080	3,080	3,080	3,300	3,300	3,300
		実績	3,876	4,005	3,290			
自動車運転免許 取得費助成事業	件	見込量	9	9	9	6	6	6
		実績	3	6	3			
自動車改造費 助成事業	件	見込量	5	6	6	5	5	5
		実績	4	2	2			
生活支援事業	実人数	見込量	24	25	26	26	26	26
		実績	24	22	24			

見込量確保のための方策

○利用者のニーズを的確に把握し、適正な事業実施に努めます。

第6章 障がい福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項

1 障がい者等に対する虐待の防止

○体制の充実と周知

障がいのある人に対する虐待を未然に防止し、万一虐待が発生した場合においても迅速かつ適切な対応をとるため、福祉課や基幹相談支援センターが中心となり、関係機関との連携を図ります。また、障がいのある人やその支援者などに対し、虐待防止等に関する啓発活動を引き続き行います。

○緊急時の対応

虐待が発生した場合、被害者となる障がいのある人等の保護及び自立支援を図るため、関係機関と連携し、一時保護居室確保など、必要な体制を講じます。

2 障がいを理由とする差別の解消の推進

○啓発活動の実施

障がいのある人に対する理解を深めるため、広報誌等に合理的配慮の好事例や、手話を定期的に掲載するなどの啓発活動を継続するとともに、手をつなぐ育成会や聴覚障がい者団体などの行事に共催、後援等で参加するなど、さまざまな機会や場を通じて相互理解のための取組を実施します。

○自立支援協議会権利擁護部会の活用

自立支援協議会の権利擁護部会等において、差別事例の共有・分析、対応の適否についての意見交換や障がい者差別解消を主体的に行う関係機関とのネットワーク作りを行い、地域課題の解決について協議します。

3 就労支援と雇用促進

○障がい者雇用に関する周知・啓発

事業者における障がい者の雇用の促進等に関する法律の改正による障がい者雇用率の達成を図るため、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターなどと連携し、事業者に対して障がい者雇用の促進について周知・啓発を行います。

○就労支援の充実

障がいのある人の就労を支援するため、ハローワークや就労移行支援、就労継続支援事業所などの関係機関と連携し、障がい者一人ひとりの持つ能力を發揮できるよう、その人に合った就労場所の確保に努めます。

4 障がい児福祉サービス提供体制の確保

障がい児においては、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が綿密な連携を図った上で、途切れのない支援を提供する体制を構築し、障がいの疑いがある段階から身近な場所で支援できるようにすることが重要です。そのため、十日町市子ども・子育て応援プランとの整合性を図りながら、地域における支援体制の構築に努めます。

○十日町市発達支援センターとの連携

平成25年に開設された十日町市発達支援センター（愛称「おひさま」）が療育支援を進めるための中核的役割を担っています。今後も同センターや関係機関と連携し、早期から途切れのない支援を行います。

○医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

引き続き、自立支援協議会内に協議の場を設置します。今後は医療的ケア児等一人ひとりに適した支援について検討し、途切れのない支援の提供を目指します。

○医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

現時点で、コーディネーター1名を配置しています。

国の指針を参考に、保健、保育、教育等の関係機関との役割分担を明確にした上で、協議の場を通じて情報を共有し、連携して支援にあたります。

○保育所等訪問支援を利用できる体制

保育所等訪問支援は、十日町市発達支援センターが独自に実施しています。今後も地域の実情に合わせた方法で継続していきます。

○放課後等デイサービスの確保

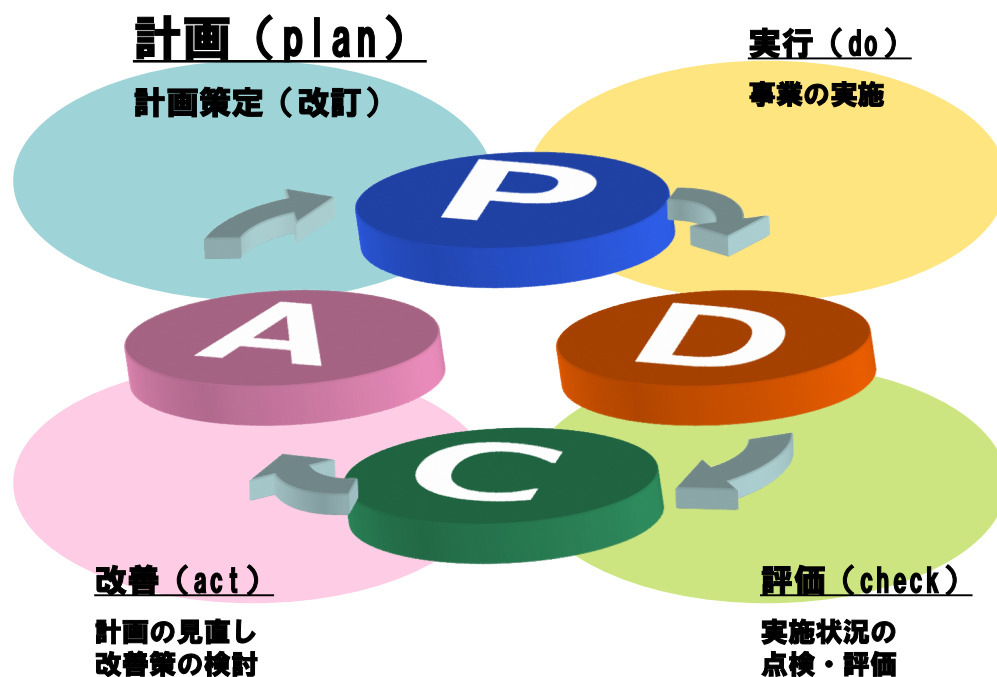
必要な量に応じたサービスを提供するため、社会福祉法人等と連携しながらサービス提供基盤の整備に努めます。

第7章 計画の推進

1 推進体制

計画に掲げた成果目標の達成や活動指標の見込量を確保するための方策の実施を確実なものにするため、施策展開プラン等を活用したPDCAサイクルに基づく計画の進行管理を行うとともに、毎年、計画の進捗状況を自立支援協議会に報告し、意見を求めることとします。また、計画は「十日町市障がい者基本計画」と整合性を図りながら評価・見直しを行うことで、2つの計画に掲げる施策の着実な実施をより推進することとします。

◆PDCAサイクルによる進行管理のイメージ◆



2 進捗管理及び評価

成果目標や活動指標について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、サービス事業所等の動向も踏まえながら、計画の達成状況の点検、評価を行い、自立支援協議会に報告します。

また、計画の達成状況の点検、評価に対する自立支援協議会の意見を踏まえ、次年度以降の施策の参考とします。

第6期十日町市障がい福祉計画
第2期十日町市障がい児福祉計画

令和3年3月

十日町市 福祉課

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

TEL: 025-757-3111 / FAX: 025-752-4635

<http://www.city.tokamachi.lg.jp/>
